

社労士オフィス.KAN

## KAN 通信

VOL68

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN

社会保険労務士 武用 貫汰  
〒573-0013

大阪府枚方市星丘 1-26-14

電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291

e-mail: kanroumu3.lcocoa@ares.eonet.ne.jp

## 改正施行目前！

## 4月以降の労働者募集に関する注意点

## ◆募集時等に明示すべき

## 労働条件が追加されます

令和6年4月より、労働契約の締結時や有期労働契約の更新時に明示すべき労働条件として、「就業場所」「業務の変更の範囲」が追加される等の改正が施行されます。既に、この改正に対応した労働条件通知書等のフォーマットが厚生労働省ホームページで示されています。

この明示すべき労働条件の追加は、求人者の申込みの際に明示しなければならない労働条件としても追加されますので、注意が必要です。

## ◆追加される明示事項は？

具体的には「就業場所」として、「雇入れ直後」のものとして「変更の範囲」を求人広告等に記載することとなります。

「業務の変更の範囲」についても同様です。

さらに、有期労働契約を締結する場合には「有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項」（通算契約期間また

は更新回数の上限を含む）も明示しなければなりません。

## ◆「変更の範囲」はどこまで想定して書けばよい？

特に正社員の場合、契約期間が長くなるため、営業所や部署が新設される可能性などを考慮するときりがありませんが、厚生労働省のQ&Aでは「募集等の時点で具体的に想定されていないものを含める必要はありません」とされています。

## ◆スペースに書ききれない場合はどうする？

求人広告などの限られたスペース内に書き入れない場合は、「詳細は面談時にお伝えします」などとしておき、一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、すべての労働条件を明示する必要があります。

【厚生労働省「令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_r](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_r)

oudou/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html

比較で46.3ポイント増)。

また、景気の回復を反映して「接客・娯楽」業や、高齢者の就労する割合の多い「警備業」での労災も目立って増加しています。

ておくとともに、労災事故のない職場にできるよう安全対策やルール作りを進めたいですね。

【厚生労働省「職場の安全サイト」～労働災害統計確定値（令和4年分）】

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.html>

## 令和4年分労働災害統計確定値が公表されました

## ◆労災の半数は第三次産業で発生

労災と聞くと製造業などが中心だと感じるでしょうか。しかし、令和4年の労災（死亡災害および休業4日以上死傷災害）は、その半数以上が第三次産業で起こっています。

第三次産業の中でも、群を抜いて増えているのが社会福祉施設等での転倒や腰痛等（動作の反動・無理な動作）による災害です（平成29年比較で46.3ポイン

ト増)。

また、景気の回復を反映して「接客・娯楽」業や、高齢者の就労する割合の多い「警備業」での労災も目立って増加しています。

#### ◆転倒には特に注意

高齢化と共に、いずれの業種でも、最近の労災で多いのは転倒によるものです。転倒の怖さと言うまでもないとは思いますが、たった一度の転倒で寝たきりになってしまうこともあります。

労災が多い、あるいは重大な災害が起きると労働基準監督署の調査が入ることになります。企業としての安全対策をきちんとしていない場合は、事故に対する事業主の責任が問われ、損害賠償訴訟等に発展してしまう可能性もあります。

#### ◆労働者死傷病報告書の改正

少し先になるようですが、労災が発生した際に労働基準監督署へ提出する労働者死傷病報告書の様式が改正されます。事故の状況等について、より詳しく報告することになるとともに、提出方法も電子申請が原則となるようです。今後の情報に注意しておくとともに、労災事故のない職場にできるよう安全対策やルール作りを進めたいですね。

【厚生労働省「職場の安全サイト」～労働災害統計確定値(令和4年分)】

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.html>

## 2月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

### 1日

- 贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

### 13日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

### 16日

- 所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]  
※なお、還付申告については2月15日以前でも受付可能。

### 29日

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第4期> [郵便局または銀行]  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

## ～当事務所より一言～

健康診断は毎年受けましょう!

今年の1月に2年ぶりに健康診断を受けました(毎年受けないとだめですね)

今まで、健診で異常を言われたことがなかったので怠けてしまいました🙄

今回は大腸の検査で引っかかり、再検査で大腸内視鏡検査をしました。そうしたらポリープが大中小が見つかり切除して、良性か悪性か見てもらうことになりました。

大は17ミリで20ミリを超えると癌化しやすいということで大きくなる前にとることが最善ということです。

(知り合いは「ポリープ見つかった時は17ミリだったが、1カ月後には35ミリになっていた」と言っていました。) お医者さんに毎年受けるよう注意されました。

皆様も健康診断は毎年受けて下さい。従業員さんにも毎年法定の定期健康診断は必ず受けさせて下さいますようお願いいたします。

